

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月30日
【会社名】	株式会社北洋銀行
【英訳名】	North Pacific Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石井 純二
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地
【電話番号】	(011) 261-1311 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 進藤 智
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地
【電話番号】	(011) 261-1311 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 進藤 智
【縦覧に供する場所】	株式会社北洋銀行東京支店 (東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南 1 条西 5 丁目14番地の 1)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当行第160期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式 1株につき金 7.5円 総額 2,991,582,300円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式 平成28年6月29日

第2号議案 取締役14名選任の件

横内龍三、石井純二、柴田龍、藤井文世、迫田敏高、竹内巖、東原幸生、長野実、安田光春、松下克則、伊藤博公、林美香子、祖母井里重子および島本和明を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

野島誠および本間公祐を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	3,435,376	906	5,688	(注) 1	可決 96.08
第2号議案 取締役14名選任の件					
横内 龍三	3,414,812	21,470	5,688	(注) 2	可決 95.51
石井 純二	3,430,163	6,119	5,688		可決 95.94
柴田 龍	3,429,466	6,816	5,688		可決 95.92
藤井 文世	3,429,469	6,813	5,688		可決 95.92
迫田 敏高	3,429,427	6,855	5,688		可決 95.92
竹内 巖	3,429,478	6,804	5,688		可決 95.92
東原 幸生	3,429,475	6,807	5,688		可決 95.92
長野 実	3,429,468	6,814	5,688		可決 95.92
安田 光春	3,429,453	6,829	5,688		可決 95.92
松下 克則	3,429,477	6,805	5,688		可決 95.92
伊藤 博公	3,429,466	6,816	5,688		可決 95.92
林 美香子	3,431,142	5,140	5,688		可決 95.96
祖母井 里重子	3,431,213	5,069	5,688		可決 95.97
島本 和明	3,434,461	1,821	5,688		可決 96.06
第3号議案 監査役2名選任の件					
野島 誠	3,344,349	91,933	5,688	(注) 2	可決 93.54
本間 公祐	2,674,018	762,264	5,688		可決 74.79

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成割合については、本総会前日までに事前行使された議決権（事前行使をしたが当日出席した株主の議決権を含みません。）の数に、当日出席した株主の議決権数を加えた数を分母として算出しております（ただし、無効票の数の違いにより、議案ごとに分母となる議決権数は異なります。）。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数および本総会当日に出席し、各決議事項に対する賛否を確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛否を確認できなかった議決権の一部を集計しておりません。

以 上